平成２７年（フ）第７５号
北海道美唄市東明１条３丁目７番５号
債務者　吉岡　義春
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１２号
北海道稚内市こまどり５丁目４番８号　ホワイトコーポ２号室
債務者　開口由香里
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第６８号
青森県十和田市東二十三番町２番63号　栄荘Ｂ－12号室、旧住所神奈川県横浜市瀬谷区橋戸２丁目37番地５　第15芙蓉寮Ｂ－36号
債務者　繁在家直人
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１０９０号
名古屋市南区三条２丁目12番１号　ハピネス南三条５Ａ号
債務者　大西　豊満
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７３３号
愛知県春日井市林島町３丁目７番地14　アーバンライフＫ301号
債務者　冨田　信彦
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９９３号
大阪府寝屋川市三井南町25番15号
債務者　永井　りか
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９１号
大阪市住吉区苅田９丁目２番17号　ユーハイツあびこ405号
債務者　もーちゃんミルクセンター住吉店こと　門口　新字
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９２号
大阪市住吉区苅田９丁目２番17号　ユーハイツあびこ405号
債務者　門口　千絵
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８６号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ22－110号
債務者　遠矢　美香（旧姓福若）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８６号
大阪府豊中市服部寿町１丁目４番11号、前住所大阪府豊中市浜１丁目10番33号
債務者　福山　弘志
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４３７号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目４番26号
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４３８号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目４番26号
債務者　鈴木さくら
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４０号
大阪府枚方市出口１－２－12ロータリーマンション出口202、住民票上の住所大阪府枚方市出口３丁目１番33－509号
債務者　**塚**本拓也こと　塚本　拓也
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４５号
大阪府東大阪市荒川２丁目10番７号、前住所大阪府東大阪市吉田５丁目８番11号
債務者　高田奈美こと　髙田　奈美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５５２号
大阪市住吉区万代５丁目15番４号
債務者　逢澤　敏彦
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８９号
大阪市西成区南津守７丁目４番32号、前住所大阪市阿倍野区西田辺町２丁目３番21－301号
債務者　平田　智美（旧姓當山）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７４５号
大阪市旭区生江３丁目16番11－1011、住民票上の住所大阪市旭区生江３丁目16番11－1010号
債務者　吉田　若馬
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部